

統計 1 - 20 不正アクセス行為の認知の端緒 (平成14～18年)

| 認知の端緒 \ 年次   | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| アクセス管理者からの届出 | 47  | 12  | 29  | 30  | 45  |
| 利用権者からの届出    | 92  | 78  | 172 | 505 | 358 |
| 警察活動         | 185 | 100 | 146 | 33  | 535 |
| 発見者からの通報     | 0   | 19  | 7   | 14  | 3   |
| その他          | 5   | 3   | 2   | 10  | 5   |
| 計            | 329 | 212 | 356 | 592 | 946 |

注：利用権者とは、ネットワークに接続されたコンピュータをネットワークを通じて利用することについて、当該コンピュータのアクセス管理者の許諾を得た者をいう。  
 例えば、プロバイダからインターネット接続サービスを受けることを認められた会員や、企業からLANを利用することが認められた社員が該当する。